

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字		
1	本書の位置付け	1	1	1	3			「事業終了時点においても本要求水準を満たしていること」と記載されています。一方、25頁の建築物保守管理業務の要求水準で「・・・機能性・安全性・耐久性・美観等の所要の性能を十分に発揮するよう点検・保守を行うこと」と記載されています。美観については、善管注意義務を果たしても経年劣化に伴う美観の低下は止むを得ない部分があります。事業終了時における美観の状況について補足説明願います。	経年劣化による美観の低下を除き、傷による塗装のはげ、へこみ、割れ、ゆがみ、錆び等がないこととします。
2	整備にあたっての基本的な考え方	1	1	2				屋内運動場(平成元年建築)の部分的改修とありますが、改修工事期間中も使用する事を考える必要があるのでしょうか。	平成20年4月以降、新高校の屋内運動場として使用します。したがって、事業者による改修工事期間中も使用します。なお、事業者による改修工事のために、長期休業中などの一部の期間において、屋内運動場の使用が制約を受けることは、止むを得ないものと考えています。
3	(仮称)北海道札幌新定時制高等学校基本構想	1	1	3				基本構想8頁には日課表例が記載されていますが、1校時から12校時、昼休み、食事等の具体的な時間をお示し願います。	開校準備室で現在検討中のため、具体的な日課表を示すことはできませんが、通例として、1校時の開始は8時30分～9時頃、12校時の終了は21時頃を想定しています。
4	事業期間(予定)	2	1	5				施設の市への引渡しは平成22年2月末日まで、維持管理・運営の一部は平成22年3月に開始と記載されていますが、3月とは3月1日を指しているのでしょうか。また、一部とはどのような業務を予定されているのでしょうか。	3月とは3月1日を想定しています。一部とは、安全管理・警備業務、除雪業務などの維持管理業務を想定しています。
5	施設建設期間中の扱い	2	1	6	3	ア		施設建設期間中は旧大通小学校校舎を使用しますが、それに伴う改修、備品整備は必要ですか。	本事業から除きます。
6	旧大通小学校校舎	2	1	6	3	ア		本事業の施設建設期間中に新高校及び幼稚園の校舎及び園舎として旧大通小学校校舎を使用することとされておりますが、使用するのとは市であり、事業者ではないという理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
7	旧大通小学校校舎	2	1	6	3	ア		授業への影響及び生徒・園児への安全に配慮すれば、授業時間中でも、解体工事を行うことが可能と考えてよろしいでしょうか。	授業の妨げとならなければ、可能とします。
8	対象地内における既存建物について	2	1	6	3	ア		施設建設期間中、園庭は利用するのでしょうか。	建設期間中の園庭については、敷地内の南側に本事業とは別に確保することを考えています。
9	旧大通小学校屋内運動場	2	1	6	3	イ		旧大通小学校の屋内運動場は、新校舎建設期間、新校舎供用開始後問わず、札幌市立中央幼稚園の園児は(入卒園式、学芸会等行事含め)一切使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	屋内運動場は建設期間中、新校舎供用開始後を問わず、幼稚園の園児も使用することがあります。
10	適用基準	4	1	7	2			「学校環境衛生の基準」および「建築保全業務共通仕様書」の出版(省庁等)をご教示下さい。	「学校環境衛生の基準」は文部科学省、「建築保全業務共通仕様書」は国土交通省です。
11	新高校における特徴	4	1	8	1	イ		単位制の採用により空き時間が発生することですが、どの時間帯にどのぐらいの生徒が空き時間となるといった検証はされていますでしょうか。先行事例等調査によるシミュレーションをされていたらご教示ください。	原則として、必修科目については生徒がそれぞれ所属する部で履修することとしていますが、選択科目についてはどの時間帯でも履修可能としています。従って、空き時間の発生割合については、年度ごとに生徒の選択状況によって変化するため、現時点で予測することは困難です。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
12	施設の内容	4	1	8	1	イ			3部制の場合の学生の登校時間は、各自全く自由となってしまうのでしょうか。	お考えのとおりです。
13	市民開放ゾーンの計画	4	1	8	1	ウ			ここでの「市民開放ゾーン」とは、30頁の「2 市民開放施設管理運営業務」に記載されている市民開放施設(視聴覚室、多目的スペース等)を包含したゾーンとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
14	市民開放ゾーンの計画	4	1	8	1	ウ			市民に開放するゾーンとありますが、具体的な利用構想をご教示願います。	札幌市区民センター条例(昭和48年条例第49号)に基づく施設利用を参考に、学校教育に支障のない範囲で、具体的な市民利用内容(使い方等)を検討しているところです。
15	予定規模	4	1	8	2				建物最高高さについては6階建て以下という条件のみで、高さによる制限は無いと考えてよろしいでしょうか。	日影、斜線規制以外の制限はありませんが、近隣に配慮して、極力低層となる提案を期待しています。
16	教職員数について	5	1	8	3	ア			教職員の専門科目別の人数をお知らせください。概数で構いません。又、非常勤講師等の人数は何人くらいを想定しますか。	教職員の専門科目別の人数、非常勤講師等の人数については、未定です。なお、教職員は、授業の準備の時間を除き、科目準備室ではなく、教職員室に居るとお考えください。
17	生徒定員等及び男女比	5	1	8	3	アイ			平成23年度以降の新高校生徒実員数が一定であるように記載されていますが、その根拠並びに少なくとも本件事業期間中における実員数の見通し(増減)について、ご教示願います。また、幼稚園園児についても実員数見通しをご教示願います。	高校：要求水準書(案)の実員数については、中途退学者がいない場合を記載しています。なお、現在の市立高校定時制課程の中退率は14.4%(平成16年度)程度です。幼稚園：幼稚園の実員数については、既存の3年保育実施園の状況から定員である90人の就園を見込んでいます。
18	生徒定員等及び男女比	5	1	8	3	ア			常勤教職員数が記載されているということは、非常勤職員の方もおられると理解します。非常勤職員の方に配慮すべき事項はあるのでしょうか。	高校：非常勤職員は、通常、講師控室に居ります。また、非常勤職員に対する特別な配慮事項はありません。幼稚園：非常勤職員は、事務職員として職員室に居ります。また、非常勤職員に対する特別な配慮事項はありません。
19	生徒定員等及び男女比	5	1	8	3	ア			教職員の内訳を参考にご教示いただけないでしょうか。別紙5「必要諸室及び仕様」の新高校部分には用務員室が見当たりませんが、用務員の配置はないのでしょうか。配置される場合、事業者との業務区分はどのようにお考えでしょうか。	教職員の内訳は未定です。新高校には用務員を配置しない方向です。
20	新高校	5	1	8	4	ア			「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校基本構想」4頁第2章1(4)によると、学期は前期・後期の二学期制と明記されています。三学期制であれば、夏季・冬季・春季それぞれの休業日と学期との関係が理解できるのですが、二学期制の場合、学期と夏冬春休業との関係はどうなるのでしょうか。補足説明をお願いします。	二学期制の場合、夏季、冬季休業日と学期の区分とは連動していません。通例として、夏季休業は7月下旬～8月中旬、冬季休業は12月下旬～1月中旬に設定され、学期の区分については前期が4月～9月、後期が10月～3月となっています。また、9月末または10月初めに2～3日間の学期間休業を設ける事例が一般的です。なお、春季休業は、従前通り、3月25日～4月7日までとなっています。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答』

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
21	新高校	5	1	8	4	ア		運営日のうち休業日は午前8時から午後5時までが運営時間とされておりますが、夏季・冬季・春季・学期間休業日であり、かつ非運営日である土曜・日曜・祝日は、運営日でしょうか、非運営日でしょうか。	非運営日です。	
22	新高校	5	1	8	4	ア		運営日の授業日の運営時間が午前8時から午後10時となっておりますが、それ以外の時間は警備関係者以外は施設内に居ないと考えてよろしいでしょうか。	運営日の朝については、新高校の管理職は8時前に出勤することがあり、機械警備の解除、施設の開錠を管理職ができるよう計画してください。また、運営日の授業日については、一部の教職員が午後10時以降も勤務する場合がありますが、午後11時以降にわたることはありません。	
23	その他	6	1	8	5			施設内、敷地内は全て禁煙との事ですが、区画された喫煙コーナー等についても敷地内に設置しないと考えるとよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
24	通学, 通園, 通勤	6	1	8	5			学生は自動車・バイク通学は不可と考えるとよろしいでしょうか。幼稚園側が行う園児のバス送迎は行わないと考えるとよろしいでしょうか。また、教職員も自動車・バイク通勤は行わないと考えるとよろしいでしょうか。	高校：新高校の生徒は、特別の事情がある場合に限り、自動車・バイク通学を認める予定です。教職員は、原則として、徒歩、自転車及び公共交通機関を使って通勤します。 幼稚園：幼稚園では、通園バスでの送迎サービスを実施していません。本事業での教員については、公共交通機関、徒歩又は自転車を使って通勤します。	
25	将来の改修について	7	2	1	1	オ		将来の改修や用途変更に対応できるようにとありますが、運用期間中にそのような対応が必要ですか。その場合の費用に係るリスク分担は市、事業者のどちらになりますか。	運用期間中の改修等については市が負担しますが、将来の改修等が容易となるような提案を期待しています。	
26	高機能かつフレキシブルな施設	7	2	1	1	オ		将来の改修や用途変更に対応できるフレキシブルな計画とありますが、将来対応としての床荷重は変わらないと考えるとよろしいでしょうか。	変わらないと想定していますが、荷重の設定については提案願います。	
27	用途変更	7	2	1	1	オ		「将来の改修や用途変更に対応できる」とありますが、将来の用途変更としてはどのようなことを想定すればよろしいでしょうか。	講義室を特別教室にするなどカリキュラムの変更に伴う教室の改造を想定しています。	
28	周辺環境に調和しかつ先進的カリキュラムをイメージさせる外観デザイン	7	2	1	1	カ		北国の風土性を考慮したデザインとすることとありますが、「北国の風土性」についての解釈の相違を極力なくすため、具体的なイメージ等補足説明をお願いします。	積雪・寒冷地であることを十分考慮した設計を期待しています。	
29	地球環境及び周辺環境配慮	7	2	1	1	キ		設備工事使用資機材について、具体的な使用数量、割合、範囲等の指示はありますか。	提案によります。	
30	設計業務遂行の関する要求水準について	8	2	2	1 ~ 6			「計画書」の提出や「設計成果品の提出」については全て入札落札者が落札後に行う事という認識でよろしいですか？ 成果品提出のための費用は「サービス購入料1」に含まれると言う認識でよろしいですか？	お考えのとおりです。	
31	設計成果品の提出	8	2	2	5	アイ		基本設計図、実施設計図それぞれの提出図面の種類についてご教示ください。	入札公告時に示します。	

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
32	基本設計	8	2	2	5	ア			工事費概算内訳書の項目、書式等についてご教示ください。	項目は、工種ごと(型枠工事、鉄筋工事、コンクリート工事等)とし、書式については、指定はありません。
33	実施設計	8	2	2	5	イ			工事費内訳書・数量調書の項目、書式等についてご教示ください。	入札公告時に示します。
34	実施設計	8	2	2	5	イ			省エネルギー計算書、ランニングコスト計算書の項目、書式等についてご教示ください。	指定ありません。
35	実施設計	9	2	2	5	イ			展示、広報用模型提出とありますが、縮尺はどの程度と考えればよろしいでしょうか。	敷地全体がA1版程度となるスケールとします。
36	長期修繕計画	9	2	2	5	イ			設計成果品の提出においてイ実施設計には「長期修繕計画書」とありますが、P.24、第4維持管理業務の各項の修繕業務では「大規模修繕は含まない」と記述されています。この場合の長期修繕計画書に記載すべき内容は大規模修繕を想定しない形で計画するというのでしょうか。それとも計画書に記載するが、本PFI事業には含まないという意味でしょうか。	市が行う大規模修繕を想定の上で計画してください、ただし、本PFI事業には含まれません。なお、No173を参照してください。
37	設計成果品の提出	9	2	2	5	イ			長期修繕計画書には、大規模修繕に関する計画を含めるのでしょうか。含める場合、計画は行うが、PFI事業として実施しないこととなりますが、計画通りに大規模修繕が実施されなければペナルティがあるのでしょうか。	前段については、お考えのとおりです。後段については、どちら(市、事業者)のペナルティを指しているか判断しかねますが、市、事業者いずれにしても、ペナルティは考えていません。
38	設計の変更について	9	2	2	5	ウ			落札者の提案に基づく「設計」が変更されるという事は提案の内容が全く変わるおそれがあり、単純な設計変更や建設費用の変更ばかりでなく、維持管理、運営にも影響が出る可能性があります。「市」の事由による工事の費用の増加は「市」に負担となっていますが、設計変更による維持管理、運営に関する費用の増加についての「市」の考え方をご教示ください。	市の事由による設計変更による維持管理、運営費用の増加は、市の負担とします。
39	補助申請、起債申請、施設台帳作成支援	9	2	2	5	エ			補助申請、起債申請、施設台帳作成支援について、それぞれの申請用に作成する設計図書、書類、図面等の種類についてご教示ください。	幼稚園、高校の各工事内容の分かる設計内訳書と「平成6年9月26日付け、6教施第15の4号 各都道府県教育委員会施設主管課長あて文部省教育助成局施設助成課長通知」に基づいた設計書を作成していただきます。
40	補助申請、起債申請、施設台帳作成支援	9	2	2	5	エ			「業務の支援」は経費の負担を生じる内容と理解してよろしいですか？また、提案時の見積りが出来る資料等をご教示ください。	No39参照してください。
41	施設配置	9	2	3	1	ア			施設建設中も旧大通り小学校校舎を使用するため施設配置はこれらを解体することなく建設できる配置とする、とありますが、既存校舎の工事中継続利用のためには敷地内の上下水道、電気、ガスなどは盛り替えが必要になる可能性があります。これらの盛り替えの可否検討、および必要工事の見積もりができる資料をご提示ください。	別紙3を参照いただくか、または各インフラ事業者へ確認のうえ、検討してください。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
42	施設配置について	9	2	3	1	ア			「施設はこれらを解体することなく建設できる配置計画とする」とありますが、旧大通小学校校舎の校舎の「一部」を解体した上で新校舎及び運動場を計画することは可能でしょうか。	旧大通小学校は、新高校の仮校舎として使用しているため、解体することはできません。
43	建物出入口	9	2	3	1	イ			新高校の生徒の出入り口について北側及び東側を避ける理由をご教示ください。	北側は、住宅へ配慮、東側は交通への配慮によります。
44	建物出入口	9	2	3	1	イ			幼稚園の玄関を北側とする理由をご教示ください。	新築校舎の設置場所を考慮した場合、園門から施設までの距離が短く、交通量が他方向に比べ少ないことから、北側としています。
45	建物出入口	9	2	3	1	イ			「幼稚園の出入口」と「幼稚園玄関」は同一のものと考えてよろしいでしょうか。もし異なる定義があるのであればご教示ください。	同一の意味です。
46	建物出入口	9	2	3	1	イ			幼稚園の出入口に人感センサー付カメラ付インターホンを設置し、遠隔操作できる電気錠を設置とありますが、遠隔操作はどこで行うのかご教示ください。	幼稚園の職員室で行います。
47	通学、通園、通勤	9	2	3	1	イ			生徒、教職員・市民開放利用者、幼稚園の出入り口は別に計画することになっていますが、校門も各々別途設ける必要があるのでしょうか。また、「出入り口」とは敷地へ出入する箇所ではなく、建物内への玄関口という意味で間違いないでしょうか。	ここで言う出入口とは、建物出入口(玄関)を言います。公道から敷地内への出入口及び建物へのアプローチについては幼稚園は、他と分離することとします。
48	建物出入口	9	2	3	1	イ			「建物出入口」とは校舎等の出入口のことでしょうか。それとも敷地の出入口でしょうか。もし校舎等の出入口である場合、敷地の出入口についてはどう考えればよろしいでしょうか。	校舎等の出入口のことです。敷地の出入口については、要求水準書(案)p10(1)エを参照願います。
49	近隣に対する配慮	9	2	3	1	ウ			近隣に対する配慮の中に、近隣住宅に対しての影響が最小限とありますが、「近隣住宅」の対象範囲をご教示ください。	特にどの範囲とは指定していません。一般的に考えてください。
50	通学、通園について	10	2	3	1	エ			想定される生徒、園児の通学、通園方法をお知らせください。特に幼稚園は幼稚園バスによる通園ですか。	高校：公共交通機関、徒歩又は自転車での通学を想定しています。 幼稚園：保護者同伴による徒歩又は自動車での通園を想定しています。
51	歩行者動線、駐車・駐輪、搬出入動線	10	2	3	1	エ			校門、園門、正門の分けについて、補足説明願います。	正門を校門と読み替えて下さい。校門は高校用、園門は幼稚園用です。
52	歩行者動線、駐車・駐輪、搬出入動線	10	2	3	1	エ			最も多くの生徒が利用すると想定されている通学方法と通学路、及び最も多くの園児が利用する現行の通園方法と通園路をご教示願います。	高校：No50を参照してください。 幼稚園：通園方法については、No50を参照してください。 現行の通園路については、南側からと東側からの通園が多く見られます。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
53	歩行者動線、駐車・駐輪・搬出入動線	10	2	3	1	エ			「校門」と「正門」は同義でしょうか。同義でない場合、新高校の正門を南側に設け、北側に裏門のようなものを設置することは可能でしょうか。あるいは新高校の一切の出入口を北側に設けてはいけないという意味でしょうか。	正門を校門に修正します。北側には新高校の生徒用の出入口を設けてはいけないという意味です。
54	歩行者動線、駐車・駐輪・搬出入動線	10	2	3	1	エ			旧大通小学校の解体期間中は暫定の敷地内動線あるいは暫定の門とし、全体完成時にはより望ましい動線あるいは門の位置に変更する計画は許容されるのでしょうか。	安全性に問題がなければ、許容いたします。
55	屋内運動場の活用	10	2	3	3				運動場の改修について設備、特に暖房の改修が必要ではないでしょうか。又、改修夏季冬季等の長期休業日と考えてよろしいでしょうか。	暖房の改修は不要とします。また、改修は、夏季、冬季の休業中に行うこととします。
56	旧大通小学校屋内運動場の活用	10	2	3	3				後日公表になっている別紙9はいつごろ公表予定でしょうか。	入札公告時に公表します。
57	新高校	11	2	3	4	ア			特別教室を分野ごとにまとめてゾーニングするにあたり、「分野」の見解が異なることが危惧されます。その特別教室がどの分野に属するかは事業者の判断に委ねられるのでしょうか。	特別教室のゾーニングに当って、「情報・ビジネス系分野」(情報処理実習室A・B、商業実践室)、「理科系分野」(生物・地学教室、物理・化学教室)、「家庭・福祉系分野」(調理教室、被服・家庭介護実習室)については、まとまった配置をすることとし、その他の分野については別紙5の記載に従ってください。
58	新高校	11	2	3	4	ア			自然採光を十分に考慮した配置とありますが、最低限法的な採光を満足する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	法的な採光は当然として、それ以上の採光については提案によります。
59	幼稚園	11	2	3	4	イ			「視認」とは直接目視を意味し、カメラで受像した映像をモニターで確認できるという環境は含まないと理解すべきでしょうか。	お考えのとおりです。
60	内部動線計画	11	2	3	5				エレベータについて、「生徒の利用は想定しない」とありますが、「生徒の利用は禁止」と理解してよろしいでしょうか。4頁第1の8(2)によれば、「建物階数は6階建て以下」とあります。仮に6階建てとした場合でも同様の運用となりますでしょうか。	原則として、利用しないように指導します。
61	セキュリティ、安全性	11	2	3	8				「受付にて来校(園)者の身分確認がしやすい計画」とありますが、「身分確認がしやすい」とはどのような状態を想定されているのでしょうか(身分確認の意味を補足説明願います)。	来館者が来たことが、認識しやすい位置とし、用件や身元確認の対応ができるカウンター形式の受付等を想定しています。
62	セキュリティ、安全性	11	2	3	8				「受付」については、別紙5「必要諸室及び仕様」によれば、新高校事務室の一部に機能を持たせるべきと理解しています。新高校には事務室があるものの、幼稚園にはこれに該当する室が見当たりません。来校者・来園者とも新高校の受付で対応すると考えてよろしいでしょうか。新高校と幼稚園を明確に区画した上で、受付が一箇所となると、施設計画に相当の制約が生じると考えますが、貴市のお考えをお聞かせください。また来園者の「身分確認」を行うため、新高校事務室内に幼稚園職員が執務する状況は想定されていますでしょうか。	幼稚園への来園者については、直接幼稚園で対応します。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
63	セキュリティ、安全性	11	2	3	8				手摺の高さは1m25cm以上とありますが、手摺子の間隔や、方向についての制限があればご教示ください。	安全性を含めデザインについては提案によります。 なお、手摺の高さについては、高校整備に対する要求です。 (要求水準書を修正します。)
64	セキュリティ、安全	11	2	3	8				「来校(園)者の身分確認がしやすい計画とすること」とありますが、来校(園)者は全て受付で身分確認した上で入校を許可することが前提となると考えてよろしいでしょうか。	高校への来校者についてはお考えのとおりです。 幼稚園への来園者については、No62を参照してください。
65	セキュリティ、安全性	12	2	3	8				「地下階を設ける場合及び電気室等においては浸水・冠水対策を講じること」とありますが、事業地および周辺における浸水・冠水の経歴をご教示ください。	各提案者にて確認下さい。
66	避難施設の扱い	12	2	3	9				施設は避難施設や一時避難場に利用されますか。	札幌市では小中学校・高校の屋内運動場を避難場所として指定していることから、平成20年4月の新高校開校時に屋内運動場を避難場所として指定する予定です。 また、グラウンドを一時避難場所として指定する予定ですが、指定時期はグラウンド造成工事後の平成22年10月以降となる予定です。
67	構造計画	12	2	3	9				RC造、SRC造と同等以上の構造とするという条件のなかで鉄骨造(耐火建築)を除外する理由をご教示ください。	耐火・防音・防震性能を確保するためです。
68	共通事項	12	2	3	10	ア			施錠すべき「各室」とは、別紙5「必要諸室及び仕様」にある諸室すべてと理解すべきでしょうか。そうでなければ、具体的に明示をお願いします。すべてである場合は、たとえば便所出入口、多目的スペース(新高校)、サンルーム(幼稚園)などにも施錠を必要とするのでしょうか。	高校：基本的に全ての室に設置してください。ただし、ラウンジ等のオープンな空間は除きます。 幼稚園：各室ともに園児が届かない箇所に簡易的な施錠を設置してください。ただし、職員室、園長室、用務員室、会議室は鍵による施錠としてください。また、サンルームと室内を接続する戸がある場合、簡易的な施錠を設置してください。
69	新高校	12	2	3	10	イ			「校内各所に作品掲示・展示のためのスペース及びピクチャーレール等を計画」とありますが、ピクチャーレールは最低限「別紙5必要諸室及び仕様」に記載されている箇所に設ければよろしいでしょうか。	ピクチャーレールについては、別紙5及び別紙6の記述に限らず、廊下等をはじめとした作品掲示・展示が想定される箇所に、事業者の判断により適宜設けてください。
70	新高校	12	2	3	10	イ			「展示ケースを...計画すること」とありますが、展示ケースを事業者で設置するのではなく、事業者は展示ケースを設置する場所について配慮・計画するに留まるとの理解でよろしいでしょうか。その場合でも展示ケースの仕様をご教示ください。また「展示ケース」は別紙6什器備品リスト「生徒用エントランスホール」で「本事業で対象としない什器備品」に記載されている「ショーケース」と同一との理解でよろしいでしょうか?	展示ケースの計画につきましては、展示ケースを設置するスペースを確保するに留めていただきますが、その場所に設置がふさわしい展示ケースについて、事業者がメーカー・寸法・個数等を具体的に提案してください。
71	新高校	12	2	3	10	イ			案内情報ディスプレイの参考仕様をご教示ください。	特にありません。ただし、広い範囲で鮮明な画像、高い視認性を確保するとともに、外光の反射や蛍光灯の映り込みを軽減するよう配慮してください。
72	新高校	12	2	3	10	イ			案内情報ディスプレイで案内する内容(コンテンツ)の具体例をご教示ください。	主に時間割変更、教室変更、生徒呼び出し等の文字情報の配信とし、動画配信は今のところ想定していません。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
73	新高校	12	2	3	10	イ			「外壁に設置する窓には網戸を設置」との事ですが、出入り口には網戸は必要ないと解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
74	受変電設備	13	2	4	1				施設の複合化によるメリットを最大限活かすためには電気室等施設共用部分はもとより、共用するスペースも多々生ずると予測されます。このような共用部分に関して新高校分と幼稚園分を分離計量するにあたっての、貴市のお考えをお聞かせください(電気以外の計量についても同様)。	共用部分は高校分とします。
75	電話設備	13	2	4	5				ISDN4回線の指定がありますが、新高校とPFI管理人室の回線数が決まっているのでしょうか。PFI管理人室に複数の回線が必要な場合、ADSL回線が必要な場合本工事に追加することは可能でしょうか。また、その利用料はどちらの負担となるのでしょうか。	4回線のうち1回線はPFI事業者用とします。事業者が独自で回線を引く場合は、利用料はPFI事業者の負担とします。
76	誘導支援設備	13	2	4	6				「エレベーター、多目的便所には緊急通報設備を設けること」とありますが、通報先はどこにすればよろしいでしょうか。	PFI管理室及び高校事務室とします。
77	誘導支援設備	13	2	4	6				多目的トイレの緊急通報設備は、新高校の職員室、事務室、PFI管理室のどこに通報されるのでしょうか。	PFI管理室及び高校事務室とします。
78	テレビ受信設備	13	2	4	7				衛星放送はBSのみでよろしいでしょうか。ラジオアンテナは中波のみでよろしいでしょうか。	衛星放送はBSのみ、ラジオはAM・FMとします。
79	警備設備	14	2	3	11				「機械警備を設置する場合、職員室、事務室、PFI管理室にて一元管理できる計画」とありますが、この場合の一元管理の意味をご教示願います。	警備状況の監視及び、入切できることを想定しています。
80	警備設備	14	2	3	11				「防犯カメラを職員室、事務室、PFI管理室にて一元管理できる計画」とありますが、この場合の一元管理の意味をご教示願います。	監視及び、カメラのコントロールできることを想定しています。
81	映像・音響設備	14	2	4	9				「校内情報設備、放送設備、テレビ共同受信設備等と連携」とありますが、具体的に連携内容としてイメージしているものがあれば補足説明願います。	スタジオ撮影したものをテレビで放映する、LAN上のデータをプロジェクター投影する等を想定しています。
82	警備設備	14	2	4	11				機械警備設備や防犯カメラについて、職員室、事務室、PFI管理室の3箇所でも一元管理とありますが、優先順位や時間帯による切り替えを行わず、いつでも3箇所それぞれにおいて同時に、全ての機械警備や防犯カメラを管理できるという意味でしょうか。	お考えのとおりです。
83	警備設備	14	2	4	11				録画時間、録画画質に制限・基準等があればご教示ください。	録画の保存期間は2週間とします。その他については提案によります。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
84	警備設備	14	2	4	11				「幼稚園内に緊急時用非常ベルを設置し、PFI管理室にてモニター監視できる計画とすること。」とありますが、PFI管理室にてモニター監視すべき箇所、範囲等をご教示ください。	幼稚園の出入口部分と園庭全体を考えております。ただし、カメラの設置数や配置などについては事業者提案とします。
85	警備設備	14	2	4	11				緊急時用非常ベルと非常通報装置の使用用途の違いを補足説明願います。またそれぞれ設置箇所数についてご教示ください。	緊急時用非常ベルはPFI管理室に接続し、非常通報装置は、非常時に外部の必要連絡先に通報するものです。なお、非常通報装置の設置場所はPFI管理室に修正します。
86	電波障害対策設備	14	2	4	12				「アナログ・地上デジタル両方の対策」とありますが、アナログ放送回向けの対策は2011年までで良いとの理解でよろしいでしょうか。	アナログ放送が終了するまでと理解してください。なお、アンテナ、ケーブル等の対策設備については、残してください。
87	時計	14	2	4	13				「管理室に電波時計を設置」とありますが、管理室とは、PFI管理室との理解でよろしいでしょうか。	「管理室に電波時計を設置すること。」は削除します。なお、PFI管理室の時計はプログラムタイマーと連動させてください。(要求水準書を修正します。)
88	時計	14	2	4	13				管理室の電波時計は単独設置であり、連動等は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	No87を参照してください。
89	時計	14	2	4	13				電波時計を設置する管理室とはどこの管理室を指しているのでしょうか。	No87を参照してください。
90	暖房設備 冷房設備	15	2	5	2 3				冷房及び暖房する室の設定温度(計画温度)は、夏季:26℃、冬季:22℃でよろしいでしょうか。	夏季:28℃としてください 冬季:保健室は24℃とし、その他は20℃(幼稚園は22℃)としてください。
91	換気設備	15	2	5	4				外断熱工法を考慮した換気設備とは、熱交換換気方式を示しているのでしょうか。	提案によります。
92	換気設備	15	2	5	4				換気制御すべき「各室」とは、別紙5「必要諸室及び仕様」にある諸室すべてと理解すべきでしょうか。そうでなければ、具体的に明示をお願いします。すべてである場合、たとえば多目的スペース(新高校)、サンルーム(幼稚園)などにも個別の換気制御を必要とするのでしょうか。	諸室全てとします。多目的スペース、サンルームも換気が必要となります。
93	設計に関する要求水準	15	2	5	5				大便器は洋式とする事とありますが和風を設置する必要はないでしょうか。	必要ありません。
94	給排水設備	15	2	5	6				新高校ゾーンの内、食堂・売店の使用量の計量を区分する必要は無いのでしょうか。また、区分しなければならぬ場合、受変電設備も同様の扱いになるのでしょうか。	使用量の計量が必要になります。ただし、受変電設備は一括受電を想定しており、電力メーターのみの設置とします。
95	給排水設備 給湯設備	15	2	5	6 7				給水給湯使用量は、水道局指針等に基づき生徒一人当たり45~55ℓ/人・日程度でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。なお、学校の運営に支障のないよう提案してください。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
96	設計に関する要求水準	15	2	5	7				3つのゾーンに分けるとあるが市民開放ゾーンは更衣室のみと考えてよろしいのでしょうか。	更衣室、便所、作法室を想定しています。
97	PFI管理室	16	2	5	9				「PFI管理室」は光熱水費を含めて無償で使用できますか。	無償で使用できます。
98	ガス設備	16	2	5	11				事業者の提案により食堂にガス設備を設置することは可能でしょうか。	可能とします。
99	食堂および厨房設備について	16	2	6	1				サービス購入料の対象とする夜間定食と独立採算とする夜間定食はどの様に区別するのでしょうか。下記(2)記載の利用時間帯または食券で把握するのでしょうか。	夜間定食のメニューは要求水準書案P32に記載されているように事前に決定されています。また、対象者は食券を事前に購入している人に限定されます。
100	基本事項	16	2	6	1				夜間定食以外の食事については幼稚園職員や学校の来客への対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	夜間定食以外の食事の対象者は、教職員と生徒のみです。
101	基本事項	16	2	6	1				夜間定食以外の食事等の提供については事業者の独立採算としサービス購入料の対象としないと有りますが、夜間定食調理時に並行して夜間定食以外を提供するとした場合に夜間定食以外の調理業務と夜間定食の調理業務を調理員が兼務する事は可能でしょうか。	夜間定食の提供に支障が生じない場合には可能です。
102	基本事項	16	2	6	1				「夜間定食の提供時間帯以外は、食堂を生徒の自習スペース等として開放する」との記載ですが、夜間定食提供時間帯以外で夜間定食以外の食事等を提供する場合は、そのスペースは食事等の提供スペースとしての使用を優先できるとの理解でよろしいでしょうか。それとも夜間定食提供時間帯以外(例えば昼食時)は、売店・自動販売機のみ対応とし、食事のサービスは不可との意味でしょうか。売店で弁当を販売する場合(食事のサービスに該当すると思われるが)はどのような扱いになるのでしょうか。	夜間定食の提供時間は夜間食堂の提供場所とします。その他の時間については生徒ラウンジとして開放しますが、食事の提供は可能です。なお、事業者が夜間定食の提供時間帯以外で食事の提供を行う場合については、昼食時間帯(概ね11時半～13時)は食事等の提供スペースとしての使用を優先します。(要求水準書を修正します。)
103	夜間定食の利用想定	16	2	6	2			(7)	「午後5時から午後6時30分を変更する場合がある。」とありますが、この場合の変更は時間帯に限られるのか、または、時間帯にも及ぶことがあるのでしょうか。	時間帯だけでなく時間枠についても、若干の変更の可能性があります。
104	食事提供時間	16	2	6	2			(7)	夜間定食(日替わり定食1種類)の提供時間内に、夜間定食以外のメニューも提供できるとの解釈でよろしいでしょうか。それともこの時間内での提供は不可とのことでしょうか。	夜間定食の提供時間内に、夜間定食以外のメニューも提供できます。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
105	夜間定食の食数	16	2	6	2			(イ)	夜間定食の食数の想定を1日300食～350食としておりますが、実際の食数が大幅に増減した場合はサービス購入料4の協議は年度途中で可能ですか。	実際の食数が大幅に増減した場合はサービス購入料4の協議は年度途中で可能です。
106	夜間定食の利用想定	16	2	6	2			(イ)	記載の食数がサービス購入料4の積算根拠になると考えますが、記載以下及び以上の食数の場合、サービス購入料がその食数に伴い改定されるのでしょうか。	No105を参照してください。
107	夜間定食の食数	16	2	6	2			(イ)	「一日300食～350食程度を想定する」とは、「300食～350食の範囲で運営計画を立てなさい」との要求条件と解釈するのでしょうか。実際の運営段階でこの想定数から乖離した場合(増減した場合)の、市の対応(負担)の考え方についてご教示願います。	No105を参照してください。
108	夜間定食の食数	16	2	6	2			(イ)	夜間定食の食数想定根拠をご教示願います。	最大、夜間部生徒1～3年次生各100名及び4年次生50名で合計350名と考えています。
109	厨房機器	16	2	6	5				夜間給食の提供に必要な厨房機器備品は市の負担となっておりますが、夜間給食以外の提供でも使用してよいという解釈でよろしいでしょうか。	夜間定食の提供に支障が生じない場合には可能です。
110	食堂および厨房設備	16	2	6	11				「夜間定食以外の食事等の提供を可とする」とあり、「生徒の自習スペース等として解放する」とも記されておりますが、夜間定食以外の食事の提供は、学校外を対象とした食堂の営業や給食サービスも可能と考えてよろしいでしょうか。また、学外を対象としたレストランとしての食事室の設置は可能でしょうか。	生徒、教職員以外を対象した食事の提供はできません。
111	厨房機器	17	2	5	5				(4) 厨房計画の中で床をドライ仕様とありますが、機器もドライ仕様ですか、一般仕様ですか。	ドライ仕様とします。
112	売店の併設	17	2	6	3				現時点で、市の了解が得られないことがはっきりしている特定品目はあるのでしょうか。	煙草、酒類以外は特にありません。
113	厨房について	17	2	6	4				グリストラップは昨今は管理の面から屋内考えられますが、必ず屋外に設置しなければなりませんか。	提案によります。 要求水準書(案)「グリストラップ(屋外)」の(屋外)は削除します。
114	厨房計画	17	2	6	4				屋外のグリーストラップは積雪を考慮して、日常メンテナンスの出来る配置を検討する必要があるのではないのでしょうか。	No113を参照してください。
115	厨房計画	17	2	6	4				グリストラップ(屋外)とありますが、屋外型のグリストラップにする必要性(屋内型にする場合の制約)等について補足説明願います。	No113を参照してください。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
116	厨房機器	17	2	6	5				「夜間定食の提供に必要な厨房機器及び備品については市が負担し、夜間定食の提供以外にのみ必要な厨房機器及び備品は事業者の負担で整備すること」と記載されています。夜間定食以外の食事等の提供のために、夜間定食のための厨房機器及び備品を共用できる場合は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
117	厨房機器	17	2	6	5				厨房機器及び備品等は事業者の提案に基づき市が設置費用を負担するとされていますが、これらの修繕・更新に係る費用は、運営経費に計上する(提案額に含める)のでしょうか。	夜間定食の提供に必要な厨房機器及び備品等で今回の工事で設置したもののうち、更新時に工事が必要となる厨房機器及び備品等(床に固定された調理器具等)の更新については、市が別途負担し更新しますので運営経費に計上する(提案額に含める)必要はありません。それ以外の厨房機器及び備品等の修繕・更新に係る費用については、運営経費に計上してください。ただし、夜間定食の提供以外にのみ必要な厨房機器及び備品等は事業者が負担することとなり、サービス購入料の対象ではありません。
118	厨房機器	17	2	6	5				「夜間定食の提供に必要な機器及び備品については市が負担し、……」とありますが、これらの機器及び備品を事業者の提案により夜間以外に使用することは可能でしょうか。	夜間定食の提供に支障が生じない場合には可能です。
119	厨房機器	17	2	6	5				夜間定食の提供に必要な厨房機器を夜間定食以外の食事の提供に使用してもよろしいですか。またその場合無償で使用できますか。	夜間定食の提供に支障が生じない場合には、無償で利用することが可能です。
120	植栽計画	17	2	7	1				理科教材用としての具体的な利用及び植栽の内容をお知らせください。又、教材用の植栽を毎年更新、植樹する必要がありますか。	理科教材用として、根菜類等の栽培及び花卉園芸を予定しており、事業者による植栽、植樹等の必要はありません。
121	植栽計画	17	2	7	1				「理科教材用」とは、具体的にどのようなものを想定されていますか。	No.120を参照してください。
122	植栽計画	17	2	7	1				教材利用や園児・生徒による維持になる一部のエリアの維持管理は、外構保守管理業務の範囲外と理解してよろしいのでしょうか。	理科教材用の区画についてはお考えのとおりです。
123	駐車場	17	2	7	2				必要駐車台数及びその内訳をお知らせください。	要求水準書案別紙5において、札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例によるとしております。内訳については、一般来館者、サービス搬入等を適宜割り振って提案してください。
124	駐車場	17	2	7	2				幼稚園児の送迎バスによる送迎はあるのでしょうか。	No.50参照を参照してください。
125	駐車場	17	2	7	2				車いす使用者用駐車スペースは何台分必要でしょうか。	No.123参照をしてください。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
126	駐車場	17	2	7	2				駐車台数の具体的な水準値はないのでしょうか。職員用及び生徒用は必要無いと判断してよろしいのでしょうか。	札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づいて設置してください。 教職員用の駐車場については、生徒の緊急時に、教職員が迅速に対応する必要があるので、数台程度必要と考えております。但し、条例に基づく設置台数の内数とします。 生徒については、特別の事情がある場合に限り、自動車・バイク通学を認める予定です。
127	駐輪場	17	2	7	3				必要駐輪台数をお知らせください。	要求水準書案別紙5により180台とします。
128	新高校駐輪場	17	2	7	3				駐輪場にはオートバイの駐輪は想定していますでしょうか。	No.126を参照してください。
129	新高校のグラウンド使用について	18	2	7	4				新高校でのグラウンド使用の想定種目は陸上競技、サッカー、ソフトボールで、事業期間中変更が無いとの認識でよろしいですか？	種目の変更はあり得ますが、野球については想定していません。
130	雨水排水処理計画	18	2	7	6				雨水排水処理計画についての所管官庁との事前協議については、個別に行ってよろしいのでしょうか。個別に行ってよい場合、いつから打合せしてよろしいのでしょうか。	各提案者にて判断願います。
131	園庭	18	2	7	7				園児を迎えに来た保護者等への園児の受け渡し場所として、園庭を使用することはありますでしょうか。	園児の受け渡しは、玄関で行います。
132	道路	18	2	8	1				道路の乗り入れ位置及び箇所は周辺の交通事情により希望通りの確保が難しい可能性がありますか？	実現可能な提案をして下さい。
133	インフラの引込	18	2	8	2				現状のインフラ引込位置が新設工事に障害となる場合は、旧校舎使用の為の盛替並び仮設は市側の負担となりますか。	事業者負担とします。
134	インフラの引き込み	18	2	8	2				既存の水道引き込みを使用する場合でも負担金は必要でしょうか。	負担金が発生する場合は、事業者の負担となります。
135	インフラの引き込み	18	2	8					各種インフラの敷地境界までの引き込みについては、事業者の負担でしょうか。	インフラの引き込みについては、市は負担はしないものとします。
136	外断熱について	19	2	9	1				外断熱は通気式以外のものでも技術的に有効なものがありますが、必ず通気式のものを用いなければなりませんか。又、全ての外壁に外断熱を用いなければなりませんか。	通気式とします。 基本的に全ての外壁とします。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第		()	加	(加)	数字		
137	建築的配慮	19	2	9	1				寒冷地における建築的配慮のなかで、外壁の断熱方式を通気式の外断熱に限定する理由をご教示ください。空間形式を含めた総合的な省エネルギー計画の中では、多様な断熱の構法が考えられると思われすがいかがでしょうか。	一定の水準を確保するため通気式外断熱とします。
138	法的適及について	19	2	10	1				旧大通小学校屋内運動場の法的適及については、竣工図面(構造計算書を含む)及び関係官公庁からの改善要求等が把握できないと技術的判断及びコスト的判断が不可能です。法的適及は今後、情報提供をしていただけると考えてよろしいでしょうか。	提示した別紙及び、関係諸官庁と協議の上判断願います。
139	対象	19	2	10	1				屋内体育場の改修に関し、改修仕様は後日公表とのことですが、設計及び工事に必要な情報(図書等)はどのようなものを提示される予定でしょうか。	入札公告時に公表します。
140	解体対象	19	2	11	1				不要となる植栽、伐根植栽、備品等のリストはございますか。もしございましたら提供をお願いします。	植栽については別紙7の保存、移設、移築するもの以外全てとします。備品については、移動可能な備品は、市が解体前に撤去します。なお、入札公告後に現地見学会を開催する予定です。
141	解体対象	19	2	11	1				対象施設の解体に関し、設計及び工事に必要な情報(図書等)はどのようなものを提示される予定でしょうか。	別紙8以外提示予定はありません。なお、入札公告後に現地見学会を開催する予定です。
142	解体対象	19	2	11	1				既存プールの解体時期は、新築建物工事前と考えると宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
143	解体対象	19	2	11	1				外構施設の解体範囲について、既存塀についても解体するのでしょうか。	敷地条件、建築条件等から大部分は解体するものと想定していますが、具体的には提案によります。
144	解体対象	19	2	11	2				ダイオキシン類、アスベスト類、PCB類等のリストはございますか。量等が把握できないと入札金額に反映できませんが、入札後に数量が増減があった場合のリスク分担保は札幌市が分担保と考えるとよろしいでしょうか。	ダイオキシンについては存在しないことを確認しましたので、要求水準書(案)から削除します。PCBについては、安定器は調査・撤去済です。トランス等の微量PCB混入調査は市が調査し、必要があれば市が撤去するに修正します。アスベストについては、現在調査中のため、入札公告時に結果を公表します。
145	解体設計における配慮	19	2	11	2				「解体設計にあたってはダイオキシン類、アスベスト類、PCB類ほかの残存調査を十分に行い・・・」と記載されていますが、入札前に事業者が事前に独自の調査をするとの意味でしょうか。調査に関する要領、費用負担についてご教示願います。	No144参照してください。
146	解体設計における配慮	19	2	11	2				アスベスト類、他の残存調査の時期・方法について、どのようにお考えでしょうか。解体方法の検討・費用の算出には、アスベスト類、他の残存の状態の確認が必要不可欠になります。	No144参照してください。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
147	解体設計における配慮	19	2	11	2				解体設計図書には、基本設計図・実施設計図共に必要でしょうか。	基本設計は必要ありません。
148	解体設計における配慮	19	2	11	2				解体設計にあたっての残存調査開始可能時期についてご教示ください。	提案によりますが早くても平成19年6月に予定している本契約後となります。
149	解体設計	19	2	11	2				既存の校舎には杭基礎がありますか。ある場合、撤去する範囲をお示しください。	杭基礎はありません。
150	解体設計	19	2	11	2				ダイオキシン、アスベスト、PCB類等の残置調査は貴市にて行っていないのですか。また行う予定はありませんか。行わないのであれば、既存の校舎の現地見学会を開催していただけますか。	No144参照してください。
151	解体設計に対する配慮について	19	2	11	2				解体設計に関してダイオキシン類、アスベスト類、PCB類の調査に関して事業者の提案となっておりますが、上記の危険物の調査はいつどのように行われるのですか？また、「市」において上記の調査は行っていないのですか？調査費用は提案時の費用と考えて良いですか？危険物の有無やその量について情報の提供は無いのですか？	No144参照してください。
152	工事期間	21	3	1	1		ア		グラウンドは工事開始から最長でも平成22年9月までの間に一部使用を要請されることはないと考えて問題ないでしょうか。幼稚園の園庭も同様で、この間の在園児が外で遊ぶことを考えていないと判断してよろしいでしょうか。	高校：グラウンドの使用は想定していません。 幼稚園：幼稚園児は、外で遊ぶことを考えており、敷地の南側に本事業とは別に園庭を確保することを考えております。
153	業務の対象及び内容	21	3	1	3				別紙6什器・備品リストの「本事業で設置する作りつけ家具什器備品」の設置工事は業務の内容中、建設工事に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
154	業務の対象及び内容	21	3	1	3				本事業で設置する作りつけ家具什器備品類は、リースによる調達も許容されるのでしょうか。	不可とします。
155	近隣住民について	21	3	2	2				現在抱えている近隣住民との問題等がございましたらお知らせください。又、調査準備等において情報提供等、市において把握している情報提供は協力いただけると考えてよろしいでしょうか。	特にありません。情報提供については、可能な範囲で協力いたします。
156	各種調査、準備	21	3	2	2				近隣への説明会の実施者は、事業者でしょうか。また説明会開催時期及び回数についてご教示ください。	工事に関する説明会は事業者が行ってください。開催時期及び回数については事業者が判断してください。なお、市の学校建築工事の場合、工事着手の1、2ヶ月前に1回行っています。
157	近隣住民	21	3	2	2				「近隣住民」の定義をお示しください。	各々判断願います。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
158	近隣住民	21	3	2	2				貴市にて近隣住民に事業の説明を行っていますか。行っている場合、その説明会で近隣住民から何か要望等がありましたか。	平成18年7月、地元連合町内会役員会で市民開放施設の概要等について説明しています。 要望等は特にありません。
159	建設工事	22	3	3	1				夜間工事を行うことは許容されますでしょうか。	近隣からクレームがでないよう事業者の判断で行ってください。 なお、市の学校建築工事の場合、平日は8:00~19:00、土曜日と祝日は8:30~18:00が一般的であり、日曜日は工事は行っていません。
160	工事中の検査	22	3	3	3				工事中に出来高検査等がございますか。もし、有る場合の検査要領はどのようになりますか。	入札公告時に示します。
161	タイムカプセルについて	22	3	3	4				現在把握しているタイムカプセルの所在はわかりますか。又、処置費用は市が負担するという考えでよろしいでしょうか。	所在については資料がありません。 発掘に係る費用については、事業者の負担とします。
162	タイムカプセルについて	22	3	3	4				タイムカプセルの掘り起こし状況及び、未だ埋設されているタイムカプセルの個数及び場所及び状況について教示ください。	状況などについては、いずれも資料がありません。
163	工事費増加	22	3	3	4				タイムカプセル発見による工事の遅延や一時休止等は無いという認識でよろしいですか？	タイムカプセルが発見された場合、場所によっては発掘のため一時工事の中断を余儀なくされる場合があります。
164	竣工後の検査	23	3	4	2				竣工検査の検査要領はどのようになりますか。	札幌市規定の要領に準じます。
165	化学物質測定について	23	3	4	4				化学物質濃度測定は全室数の測定でしょうか。それとも、同じ仕様の室は代表的な室でよろしいでしょうか。	P23-4-(1)により5室程度とします。同じ仕様の教室は、配置や構造など、環境に大きな差異が認められる以外は重複して測定する必要はありません。 また、要求水準書案を「新高校5室程度、幼稚園5室程度」に修正します。
166	所有権移転等手続き	23	3	4	6				BT0施設の保存登記は市が市の負担で行うとの理解でよろしいでしょうか。	必要がある場合には市で行います。
167	業務の対象	24	4	1	2				本項の業務対象と実施方針3頁-第1-1-(7)-イで記載されている業務と項目に相違がある点についてご教示願います。また、備品等管理業務が業務対象になる場合、明確な要求水準をご教示願います。	実施方針を正とします。具体的な要求水準については、入札告示時に示します。
168	維持管理業務報告書の提出	24	4	1	5				日報、月報、四半期、年度報告書の提出時期をご教示願います。	入札公告時に示します。
169	維持管理業務報告書の提出について	24	4	1	5				維持管理業務報告書の保管期限は何年間でしょうか。	報告の翌年度から起算して5年間です。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字		
170	維持管理業務	24	4	1	6			維持管理業務実施時間中に常駐する業務担当者について、夜間の警備業務中も常駐する必要があるのでしょうか。また、建築物保守管理業務・設備保守管理業務、外構等保守維持管理業務の担当者と業務を兼ねることは不可能でしょうか。	午後11時以降については機械警備で代替することを可とします。 また、業務を兼ねることは可能です。
171	維持管理業務について	24	4	15	2			実施方針3ページに記載された当該業務の業務範囲のうち、「除雪業務」「備品等管理業務」については本項にて記載がなく、後段でも業務水準が示されていないようですが、入札告示時に明確にさせていただくという理解でよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
172	クレーム対応	25	4	2	3			他の業務も同様ですが、「クレーム、要望、情報提供等」とあるのは提案書の建築計画の範囲であり、改善要望等は対象外と理解してよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
173	修繕業務	25	4	2	4			建築物については大規模修繕業務を含まないとのことですが、大規模修繕に対する市のお考え(大規模修繕計画=部位・機器・材料毎の大規模修繕サイクル(年次))をご教示願います。	別紙のとおりです。
174	修繕業務について	25	4	2	4			事業者が提案する修繕計画いわゆる経常修繕と大規模修繕は互いにリンクするものと考えます。事業期間中、市の負担で行う大規模修繕の実施時期を事業者サイドから要求することは可能でしょうか。	提案していただくことは可能ですが、現段階で市として内容や時期等を約束することはできません。
175	緊急修繕業務	25	4	2	5			「関係者あるいは第三者の故意又は過失」は相当に広範かつ多岐にわたる行為・事象を指すと理解します。緊急修繕業務は事業者の判断で費用を立て替えて行うとの意味でしょうか。またその費用についてはどのような扱いになるのでしょうか。	前段はお考えのとおりです。 後段については、実施方針別紙1のリスク分担表により負担します。
176	緊急修繕業務	25	4	2	5			実施方針21頁のリスク分担表No.23の市の負担の場合修繕も対象となるのでしょうか。対象となる場合の費用負担はサービス購入料以外で負担されるのでしょうか。	お考えのとおりです。
177	日常点検業務	25	4	3	1			①の場合で、管球の取替費用はサービス購入料に含まれるのでしょうか。	お考えのとおりです。
178	除雪業務について	26	4	4	3			夜間降雪時の除雪について、具体的に何cm以上の降雪の場合といった除雪基準はあるのでしょうか。	通園・通学の支障の有無で判断してください。
179	除雪業務	26	4	4	3			除雪した雪の処分はどのように考えればよろしいのでしょうか。	施設内の危険のないスペースがあれば一時堆積が可能ですが、ない場合は、融雪又は排雪まで行ってください。
180	日常清掃業務	27	4	5	1			「各室黑板まわりの清掃」とありますが、具体的な範囲と内容をご教示願います。	「黑板まわりの清掃」とは、黑板と教卓周辺のチョーク粉等の簡易な清掃を想定しています。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
181	臨時清掃業務	27	4	5	3				参考に新高校及び幼稚園の年間行事の内容をお示しいただけないでしょうか。	年間行事については、開校準備室で検討中のため、現時点では明確になっていません。 なお、幼稚園内部については、清掃業務の対象としていません。
182	環境衛生・清掃業務について	27	4	5	4				「学校保健法に基づく学校環境衛生の基準により、施設内の鼠、害虫の防除を行うこと」との記載があります。本件の建物規模を鑑みると、「特定建築物」として①空気環境測定 ②飲料水水質検査等の維持管理業務が必要と思われるが如何なものでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書(案)を修正します。
183	環境衛生・清掃業務	27	4	5					「幼稚園内部の清掃は業務に含まない」と記載されていますが、含めない理由をご教示願います。また、園庭も「幼稚園内部」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	幼稚園については、市は用務員を配置し清掃業務など行います。園庭は幼稚園内部に含まれます。
184	防犯警備業務	28	4	6	1				幼稚園部分と新高校部分(地域開放施設も含むと判断いたします)で機械警備の代替可能な範囲が異なりますが、違えている理由と、機械警備を可とした時間帯設定の考え方についてご教示願います。	幼稚園と新高校では、勤務体制や授業等の時間が異なりますので、それぞれに見合った時間帯を設定しています。施設内が無となる時間帯については、機械警備で可としています。
185	防犯警備業務	28	4	6	1				警備は24時間警備ですが、「警備業務が終了したとき」とは具体的にはどの時点を指すのでしょうか。「必要事項を記載した警備報告書を作成し、新高校部分の警備については日毎に高校長に提出して確認を受ける」とありますが、非運営日も同様でしょうか。また報告書は翌日の提出となってよろしいのでしょうか。	夜間警備を機械警備とする場合は機械警備終了後、警備担当者が出勤した時点です。機械警備をしない場合は、午前8時を前日の終了時間とします。非運営日の警備報告書については、次の運営日に提出してください。
186	防犯警備業務	28	4	6	1			(7) (4)	新高校部分の「その他市が指定する10箇所程度」及び幼稚園部分の「その他市が指定する5箇所程度」について詳細をご教示ください。	不法侵入対策に警備上必要な廊下や盗難の可能性が高い備品や危険物の保管場所などを想定しています。諸室の配置や学校の構造などによって設置する箇所が変わります。
187	日直代行業務	28	4	6	3				ここに記述がある「日直」とは誰が行う業務を指すのでしょうか。休業日は教職員が午前8時30～午後5時の間は日直として勤務し、非運営日に限り事業者が代行するという意味でしょうか。	要求水準書(案)における「日直代行」を「日直」と読み替えて下さい。事業者が日直業務を行うのは非運営日に限ります。
188	日直代行業務	28	4	6	3				日直代行による電話応答範囲を明示してください。(事務室のみか、職員室、校長室、幼稚園職員室など各室の電話すべてなのか)	PFI管理室で、高校の事務室の電話を対応していただきます。
189	日直代行業務	29	4	6	3				日直代行業務は多岐に渡る細々とした業務を含むことが予想されますが、「その他上記に準ずる業務」について、より詳しい例示を公表していただけないでしょうか。	主たる業務は、非運営日に部活動等で登校する生徒や、これを指導する教職員が施設内に出入りする際の対応であり、「その他上記に準ずる業務」についても、これと同程度の軽易な業務を想定しています。
190	大規模修繕	29	4	7	5				「市が予め認めたもの」とはいつの時点で公開されるのかご教示ください。	No.173を参照してください。
191	運営業務報告書の提出	30	5	1	3				日報、月報、四半期、年度報告書の提出時期をご教示願います。	入札公告時に示します。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)』に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
192	基本事項	30	5	2	1				市民開放施設として挙げられた視聴覚室、多目的スペース、トレーニング室、作法室での市民の利用内容(使い方等)を具体的にご教示願います。	札幌市区民センター条例(昭和48年条例第49号)に基づく施設利用を参考に、学校教育に支障のない範囲で、具体的な市民利用内容(使い方等)を検討しているところです。
193	基本事項	30	5	2	1				市民開放施設における利用者規則をお示し願います。事業者提案による場合でも、市がお考えの基本的ルールをお示し願います。	PFI事業による市民開放施設の管理規則等は制定していないため、札幌市教育委員会学校等使用規則(昭和27年12月8日教育委員会規則第8号)を参考にしてください。ただし、第3条から第5条までの規定を除きます。
194	予約受付業務	30	5	2	2	ア			「学校側」とは具体的に学校の誰を指すのでしょうか。	教職員です。
195	市民開放施設管理運営業務	30	5	2	2	ア			市民開放対象施設の利用スケジュールは、どの時点で事業者側に示されるのですか。	通常、市は高校運営に関して3月及び9月に半年先までの時間割及び使用する教室を作成した時点で、市民開放対象施設の利用スケジュールを示します。
196	使用料の徴収業務	31	5	2	2	イ			徴収した使用料を現金払込書により指定金融期間等に払い込むとのことですが、この払い込み手数料は無料との理解でよろしいでしょうか。有料の場合、支払った払い込み手数料は戻していただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	無料とお考えください。
197	市民開放施設管理運営業務について	31	5	2	2	イ			翌開館日までに現金払込とありますが、翌開館日とは翌市民開放日と異なるのでしょうか。	お考えのとおりです。
198	業務内容	31	5	2	2	オ			「業務担当者が維持管理業務等で不在となるときは…」に関しては、休業日の日直者も対応可能であると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)において、維持管理業務担当者と市民開放施設運営担当者は兼務できるようにしています。
199	使用料の徴収業務	31	5	2	2	イ			「なお、委託業務の処理等…締結すること。」本事業の事業契約とは別にSPCと20年の契約を締結するとの理解でよろしいのでしょうか。この場合、指定管理者となるのでしょうか。	本事業の中で行います。また、指定管理者とはいたしません。
200	業務にあたっての条件	32	5	2	3	ウ			市民開放施設にかかる光熱水費は利用に伴う費用のみ、としなければ市及び利用者の負担する基本料金の分担が難しいのでしょうか。	市民開放施設に係る光熱水費のうち、利用に伴う費用のみ利用者の負担とし、使用料に含むものとします。
201	光熱水費	32	5	2	3	ウ			光熱水費の貴市または利用者の負担方法についてご教示ください。	市民開放施設に関する光熱水費は基本的には市が負担します。利用者に対して負担を求めた場合には、市の公金として収受する予定です。
202	基本的な考え方	32	5	3	1				夜間定食は教職員も食べるのでしょうか。夜間定食及び夜間定食以外の食事等は、生徒・教職員以外の本施設を利用する者(地域開放施設の利用者等)も利用できるのでしょうか。売店と自動販売機については、35頁の施設使用料の規定の中で「生徒・教職員以外の本施設を利用する者に対して販売する場合は」との記載がありますので、認められると理解しますがいかがでしょうか。	希望する教職員は食します。夜間定食及び夜間定食以外の食事については生徒・教職員以外利用できません。なお、施設使用料は免除します。売店・自動販売機については、生徒・教職員以外の本施設を利用する者への販売を可としますが、その場合は施設使用料を徴収します。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
203	基本的な考え方	32	5	3	1				生徒は夜間定食メニュー(1種類)のみしか食することは出来ないのでしょうか。午後5時から午後6時30分の間に夜間定食以外の食事、或いは売店の軽食(パンや弁当)を利用することはできるのでしょうか。利用できる場合、夜間定食想定食数の大部分が夜間定食以外の食事、或いは売店の軽食(パンや弁当)の利用にシフトした場合でも、基本的な考え方に関わりはないでしょうか。	夜間部の生徒に対し食育指導を行ない、毎月夜間定食費を徴収するため、基本的には夜間定食を食するものと想定しています。
204	食堂運營業務について	32	5	3	1				食堂運營業務を事業者から外部委託する場合、事業期間中の委託先の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	事前に変更理由等を市に対して提示し、市が承諾すれば可能とする方針です。
205	食堂運營業務	32	5	3	1				夜間定食以外の提供について、生徒・教職員以外の本施設を利用するものに対して、提供しても宜しいでしょうか。また、本施設利用者以外に提供しても宜しいでしょうか。その場合、施設使用料は必要でしょうか。	生徒・教職員以外に提供できません。
206	業務内容 メニューの作成	32	5	3	2	ア			夜間定食の検食についての考え方を教えてください。	検食の保存は大量調理施設衛生管理マニュアルのとおりといたしますが、学校給食法における検食は不要と考えております。
207	業務内容 メニューの作成	32	5	3	2	ア		③	材料費1食当り200円~250円程度とする事とありますが、生徒から徴収する夜間定食費の金額設定は誰が決定するのでしょうか。	市です。
208	夜間定食費の徴収及び 食券の配布等	33	5	3	2	イ			毎月徴収される夜間定食費の事業者への支払い時期についてご教示願います。	前月までに生徒から夜間定食費を徴収し、一括事業者に支払います。
209	夜間定食費の徴収及び 食券の配布等	33	5	3	2	イ			食費の徴収は事前徴収でしょうか。また、事前に食費を納めた利用者が当該月に食券を利用しなかった場合でも、次の月に利用できるということにはならないとの理解でよろしいでしょうか(一ヶ月毎に完結し持越しが出来ない)。	お考えのとおりです。
210	夜間定食費の徴収及び 食券の配布等	33	5	3	2	イ			学校側が1ヶ月分の夜間定食費を徴収し事業者は1ヵ月分食券を月ごとに配布するとありますが、生徒の都合で1ヶ月以内に食券を消化しなかった場合の対応について教えてください。	No.209をご参照ください。
211	夜間定食費の徴収及び 食券の配布等	33	5	3	2	イ			夜間定食費の支払いはサービス購入料4に含まれるのでしょうか。また、含まれない場合の事業者への支払方法はどのようになるのでしょうか。	市は、夜間定食提供に関する費用(人件費、備品購入費、消耗品費等)はサービス購入料4として事業者を支払います。また、市は夜間定食提供に必要な光熱水費及び廃棄物処理費用を別途負担します。
212	食材の調達及び調理	33	5	3	2	ウ			事業者は食材調達を行う事と有りますが、安全な食材の供給を前提とすれば、輸入品・国産品などの選択は事業者の考え方に委ねられると解釈してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	カ	(加)	数字			
213	廃棄物の処理	33	5	3	2	カ			食堂及び売店運営業務から発生するゴミの扱いについて、ゴミ置場は学校側のゴミ置場と共用できるのでしょうか。学校側のゴミの処理計画(ゴミ収集委託業者名と委託内容等)についてご教示願います。	夜間定食提供のために、食堂から発生するゴミの処理費用は市が別途負担します。売店運営業務から発生するゴミの処理費用は事業者の負担となります。
214	廃棄物の処理	33	5	3	2	カ			廃棄物の処理委託及び費用負担は事業者が行うのでしょうか。	No.213を参照してください。
215	衛生管理業務	33	5	3	2	キ			衛生管理計画書の書式については市(学校)から指定された書式になるのでしょうか。	事業者の提案を受け、協議することとします。
216	施設使用料	34	5	3	3	ウ			夜間定食以外の食事等の提供を行う場合も、施設使用料は免除という理解でよろしいのでしょうか。	No.202を参照してください。
217	光熱水費	34	5	3	3	エ			夜間定食以外の食事等を、夜間定食提供時間内(午後5時から午後6時30分)と夜間定食提供時間外で提供する場合のそれぞれについて、光熱水費の負担の仕方についてご教示願います。	食堂に係る光熱水費、暖房費、燃料費は、子メーターにより、使用料(使用金額)を把握の上、夜間定食利用者(市負担)とそれ以外の利用者(s p c負担)の比率により、実費相当額を負担していただきます。
218	光熱水費	34	5	3	3	エ			按分の根拠となる「食事の提供食数」について、夜間定食以外の食事等において種類が多い場合、一品毎に食数としてカウントするのか、利用者一人当たりを一食としてカウントするのかご教示願います。一品毎に食数としてカウントする場合は不合理な部分があると思われます。	No.217を参照してください。
219	光熱水費	34	5	3	3	エ			食堂の暖房費(燃料費)の負担方法についてご教示願います。	No.217を参照してください。
220	食堂運営業務について	34	5	3	3				食堂運営業務の人員費のうち「夜間定食」提供に係る人員費についても事業者負担となるのでしょうか。	夜間定食の提供に必要な人員費は、市が事業者に対してサービス購入料で支払います。
221	売店運営業務について	34	5	4	1				売店運営業務を事業者から外部委託する場合、事業期間中の委託先の変更は可能と考えてよろしいのでしょうか。	No.204を参照してください。
222	業務内容	34	5	4	2				「...自動販売機により飲料等の販売を行うことができる」とありますが、「等」の意味について補足説明願います。	パンなどの軽食も対象になると考えています。
223	廃棄物の処理	35	5	4	2	イ			廃棄物の処理委託及び費用負担は事業者が行うのでしょうか。	お考えのとおりです。

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業要求水準書(案)」に対する質問への回答

No	タイトル	該当箇所							意見	回答
		頁	第	()	加	(加)	数字			
224	廃棄物の処理	35	5	4	2	イ			売店に分別ゴミケースをおいてゴミを収集し、このゴミを所定のゴミ置き場に保管し、処理業者に処理を依頼するまでが事業者の業務と考えますが、例えば、売店で販売した食事のケース、ペットボトル等を学生がグラウンドや、校舎内で食べてそのまま放置したゴミまでは事業者側では収集しなくてもよい(学校側の指導の範囲)との理解でよろしいでしょうか。	日常清掃として事業者に対応していただきます。
225	営業時間帯	35	5	4	3	イ			営業時間帯については売店を指しており、自動販売機については営業時間制限はないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
226	施設使用料	35	5	4	3	ウ			生徒・教職員以外の本施設利用者に対して売店、自動販売機で販売する場合の施設使用料の算定式をご教示願います。大部分は生徒・教職員の利用時間と重なると思われ ます。	札幌市公有財産規則(昭和39年8月18日規則第46号)により、年額は、次の各号の規定により算定した額とする。 建物の使用料は、次のアからウまでの規定により算出された額の合計額に当該使用許可を受けた面積を当該建物の延面積で除して得た数を乗じて得た額 ア 当該建物の台帳価格に100分の5を乗じて得た額 イ 当該建物の1年間の償却費(建築費又は再建築価格から残存価格を控除した額)を耐用年数で除して得た額 ウ 公有財産台帳登録価格(以下「台帳価格」という。)に財政局長が定める割合を乗じて得た額
227	施設使用料	35	5	4	3	ウ			売店もしくは自動販売機に関する施設利用料を負担しない計画の場合、市民開放の利用者に対しては物理的工夫やシステムの工夫により物品を販売できない状況を計画し、提示する必要があるという理解で宜しいでしょうか。 また施設利用料の基準をお示しください。	前段はお考えのとおりです。 後段については、No.226をご参照ください。
228	人件費について	35	5	4	3	カ			夜間の売店運営業務に係る人件費についても事業者負担となるのでしょうか。	お考えのとおりです。
229	その他	35	5	4	3	キ	①		「自動販売機の設置場所は事業者の提案による」とのことですが、売店以外の屋内、屋外設置も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	学校運営上、専ら教育に供する諸室周辺の自動販売機の設置は認められません。また屋外設置は認めません。
230	売店運営業務	35	5	4	3				売店は本施設利用者以外が利用できるものとして計画しても宜しいでしょうか。	売店を本施設利用者以外が利用できるものとして計画しても構いません。ただし、その場合には、施設使用料を徴収いたします。